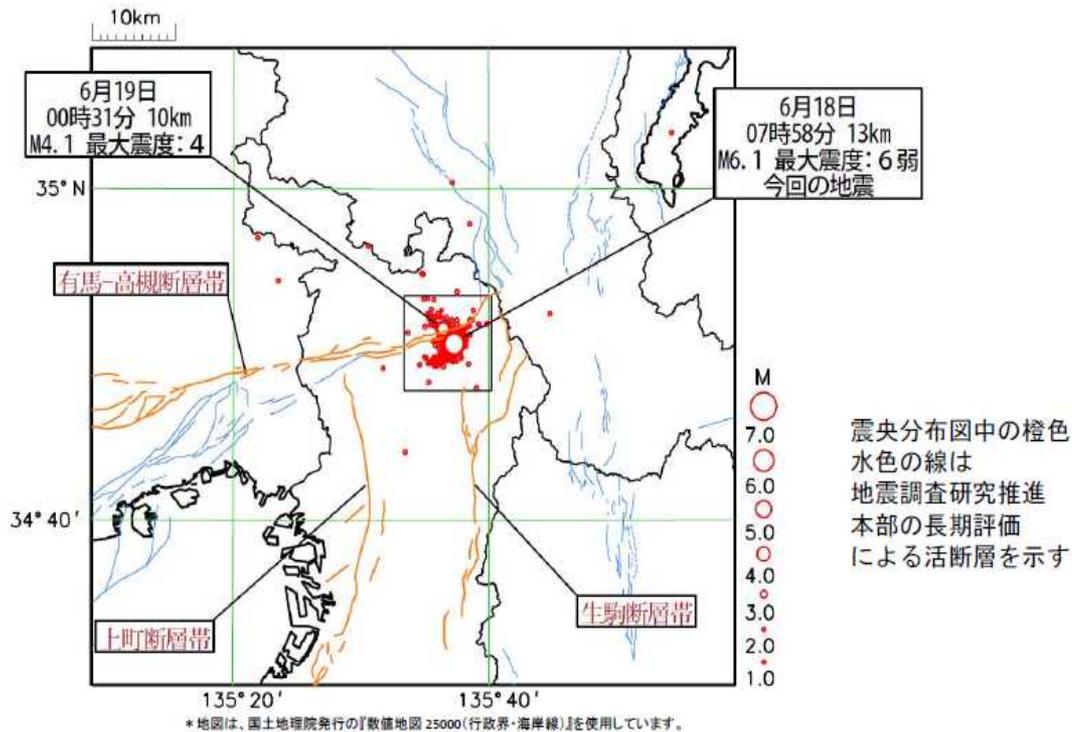


大阪北部地震における 災害廃棄物対策について

平成30年8月30日

大阪府環境農林水産部
循環型社会推進室資源循環課

平成30年6月18日 大阪北部地震の概要



1 地震の概要(気象庁情報:7月5日17:00現在)

(1) 発生日時

・平成30年6月18日 7:58

(2) 震源及び規模(暫定値)

・場所:大阪府北部(北緯34.8度、東経135.6度)

・規模:マグニチュード6.1(暫定値)

・震源の深さ:13km(暫定値)

(3) 各地の震度(震度5強以上)

震度6弱 大阪府 大阪市北区、高槻市、枚方市、茨木市、箕面市

震度5強 大阪市都島区・東淀川区・旭区・淀川区、豊中市、吹田市、寝屋川市、摂津市、交野市、島本町
京都市中京区・伏見区・西京区、亀岡市、長岡京市、八幡市、大山崎町、久御山町

2 人的被害

死者(4人)、重傷(15人)、軽傷(419人)



資料提供: 環境省近畿地方環境事務所

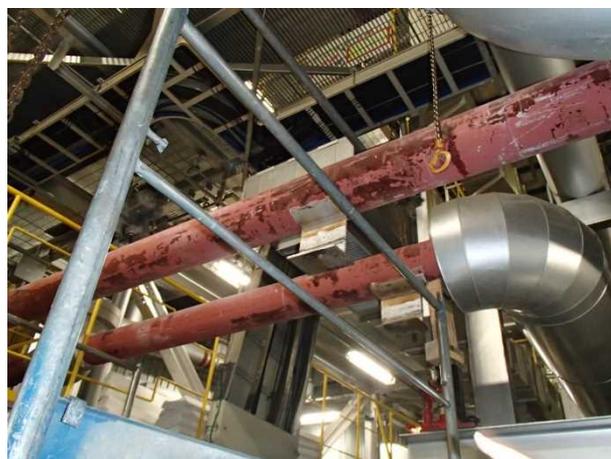
1. 大阪府域における被害状況

1) 一般廃棄物処理施設の被害

施設名	規模	被害状況	復旧
箕面市環境クリーンセンター	270トン×2炉	・1炉でボイラーの固定ボルト1本破損 ・給水タンクが損傷 等	6/22
吹田市資源循環エネルギーセンター	480トン×2炉	・1炉で配管等が損傷 等	6/21
茨木市環境衛生センター	150トン×1炉 300トン×2炉	・1炉でボイラー配管が損傷 等	6/25



箕面市（ボルト破損）



吹田市（配管脱落）



吹田市（漏洩）

2) 家屋等の被害

市町村名	住家(棟)			非住家(棟)	仮置場
	全壊	半壊	一部損壊		
大阪市	0	9	885	227	
豊中市	3	27	1,980	10	1ヶ所
池田市	0	1	188	39	
吹田市	0	2	1,935	185	2ヶ所
高槻市	8	158	16,249	2	2ヶ所
守口市	0	0	671	51	2ヶ所
枚方市	0	6	4,473	0	1ヶ所
茨木市	3	96	14,174	3	1ヶ所
寝屋川市	0	9	1,041	72	
河内長野市	0	0	1	0	
大東市	0	0	24	2	
箕面市	0	15	496	73	
門真市	0	0	36	0	
摂津市	0	2	889	0	1ヶ所
四條畷市	0	1	163	0	1ヶ所
交野市	0	1	814	0	2ヶ所
島本町	0	0	102	9	
豊能町	0	0	36	0	
能勢町	0	0	9	0	
合計	14	327	44,166	673	13ヶ所

※ 被害 : 2018年8月8日 時点
 仮置場 : 同 7月6日 時点

2. 大阪府のこれまでの対応（1）

6月18日	<p>★7時58分 地震発生</p> <ul style="list-style-type: none">○大阪府咲洲庁舎、大手前サテライト、府民センターに職員参集○業務継続計画や府災害廃棄物処理計画に基づき、市町村等のごみ焼却施設の被害状況を電話、メール、FAXで確認○施設の被災状況を整理し、一覧表や環境省様式に記載○環境省近畿地方環境事務所（以下、近畿事務所）へ被害状況報告
6月19日	<ul style="list-style-type: none">○近畿事務所の現地確認に同行（茨木市、吹田市）
6月20日	<ul style="list-style-type: none">○近畿事務所の現地確認に同行（枚方市、寝屋川市）
6月21日	<ul style="list-style-type: none">○近畿事務所の現地確認に同行（高槻市、箕面市）
	<ul style="list-style-type: none">○市町村等へ「地震関連受入等調査」
6月22日	<ul style="list-style-type: none">○市町村等へ「廃掃法特例届出の情報提供依頼」
	<ul style="list-style-type: none">○北大阪エリアへ「府内の産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置の特例リスト」提供
6月25日	<ul style="list-style-type: none">○被災市町へ「がれき等の処理及び仮置場について」照会
6月27日	<ul style="list-style-type: none">○市町村等へ「地震関連受入等調査」集計結果を送付
6月29日	<ul style="list-style-type: none">○被災市町へ「仮置場の現状の確認について」照会

2. 大阪府のこれまでの対応（2）

7月2日	○近畿事務所へ「仮置場の現状の確認について」結果を送付 ○被災市町へ「災害廃棄物の収集運搬の支援について」照会
7月6日	○市町村・一部事務組合へ「補助金に関する説明会の開催について」案内 (○「片付けごみの対応について」近畿地方環境事務所が事務連絡)
7月12日	○災害等廃棄物処理事業費補助金等説明会を開催(環境省と共催) ○被災市、大阪府、環境省で災害廃棄物処理等について協議
7月17日	○被災市町へ「修繕工事等の廃棄物の適正処理の広報について」事務連絡
7月20日	○高槻市から大阪府に大阪府産業資源循環協会への協力依頼 ○大阪府から大阪府産業資源循環協会に高槻市への協力依頼
8月2日	○大阪府産業資源循環協会から大阪府に高槻市委託の実施報告 ○茨木市から大阪府に大阪府産業資源循環協会への協力依頼
8月3日	○被災市町へ「修繕工事等の廃棄物の適正処理の広報について」補足 (屋根に残った壊れた瓦の扱い)を送付
8月7日	○大阪府から大阪府産業資源循環協会に茨木市への協力依頼
8月9日	○豊中市から大阪府に大阪府産業資源循環協会への協力依頼
8月14日	○大阪府から大阪府産業資源循環協会に豊中市への協力依頼

6/21 地震関連受入等調査（対象：北大阪地域の市町）

今回の地震により北大阪地域の一部のごみ焼却炉が損傷等により停止しております。そのため、北大阪地域の他市町からの一般廃棄物の受け入れの可否等について本メールへの返信により、6/25（月）を目途にご回答の程、よろしく申し上げます。

なお、ご回答いただいた情報は北大阪地域（大阪府災害廃棄物処理計画の北大阪エリア）の市町と共有させていただきまますので、ご了解ください。

1. 北大阪地域の他市町からの一般ごみ（災害で発生した可燃物含む）の受入・焼却の可否

不可

可能 ○○頃から○○ t / 日

災害応急時での支援であるところを考慮の上、受入に当たっての特記事項があれば、下記にご記入ください。

2. 一般ごみ（災害で発生した可燃物含む）の焼却について支援要請の有無

支援 不要

支援 要 ○○頃から○○ t / 日

支援を要請するに当たって特に依頼したい事項があれば、下記にご記入ください。

今後、支援要請する可能性あり

6/22 廃掃法特例届出の情報提供依頼（照会）

政令市・中核市 御担当者様

今回の大阪府北部で起こった地震につきまして被害が多い北大阪ブロックの市町から廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の5に規定される産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置の特例に関して施設のリストの提供を求められています。

そこで、各市がお持ちの特例届出のある施設の情報につきまして大阪府に情報提供をいただけないでしょうか。

府で集約したものを北大阪ブロックに情報提供をおこないます。

お手数ではございますが、**事業者名、設置場所、施設の種類、処理能力許可年月日、産業廃棄物許可番号、許可条件、処理する一般廃棄物の種類**を一覧にしたものをエクセルにしましたので、御記入をお願いします。

※本日16時までをお願いします。

6/25 がれき等の処理及び仮置場について（照会）（対象：被災市町）

大阪府北部で起こった地震につきまして、市町御担当者様より、ブロック等や陶磁器くず等の災害廃棄物の発生や処理仮置場に関する問合せが増えております。

府としても情報収集を行い、取りまとめの上、今回照会をしました市町へ情報提供をおこないたいと考えております。6月26日（火）12時時点の状況を、27日（水）16時を目途にご回答の程よろしく申し上げます。

1. ブロック等のがれき類、陶磁器・ガラスくずについて

1) 収集方法について

- 平常どおりの方法で収集（予定含む）
- 災害がれきとして収集、又は住民等が一次仮置場（集積場）に持ち込み（予定含む）
- その他（ ）

2) 処分方法について

可能であれば、がれき類と、陶磁器・ガラスくずを分けて記載してください。

①受入推定量

- 【 】トン（およそでかまいません。）
- 今後推定する
- 不明

6/25 がれき等の処理及び仮置場について（照会）

②処分方法（予定含む）

●中間処理

- 民間に委託して処理
- 市町が自前で処理
- その他（ ）

●最終処分

- 民間に委託して最終処分
- 市町が自前で最終処分
- フェニックス処分場で最終処分

2. 仮置場の設置状況について

- 設置済 ⇒ 【 】ヶ所設置済み
- 設置予定 ⇒ 【 】ヶ所設置予定
- 設置予定無し

3. その他、現状での府への要望事項等あればご記入ください。

6/29 仮置場の現状の確認について（照会）（対象：被災市町 以下、同様）

先日照会をさせていただきました「がれき等の処理及び仮置場について」におきまして、仮置場を設置していると御回答をいただきました市の御担当者様に送付をさせていただいております。仮置場の現状を把握させていただきたいと考えておりますので御多忙の中とは存じ上げておりますが仮置場の現状がわかる写真（2～3枚程度）のご提出をお願いいたします。

なお、当写真は府及び環境省で情報共有を行うことを想定しておりますので御了承ください。

※7月2日（月）16時までをお願いいたします。

【追加メール】

環境省へ報告する関係で、以下の点についても追加で情報をお願いいたします。

－ 仮置場の現状がわかる写真 2～3枚程度

（追加分）

- － 面積**
- － 市民持ち込みの可否**
- － 持ち込み可能な物**
- － 持ち込み可能時間**
- － 運営体制（市職員常駐、業者常駐、無人）**

7/2 災害廃棄物の収集運搬の支援について（照会）

日経つごとに生活ごみに加え、粗大ごみやがれき系のごみが増加し、収集運搬が追いついていないという話が出てきています。そこで、貴市におかれまして、現状で収集運搬の支援の必要性につきまして御回答の程、よろしくお願いいたします。

※7月3日12時までに御回答をお願いします。

なお、大阪府は大阪府災害廃棄物処理計画内のブロック間の調整や公益社団法人大阪府産業資源循環協会（旧：公益社団法人大阪府産業廃棄物協会）、一般社団法人大阪府清掃事業連合会との災害時の協定を締結しておりこれらの活用も可能です。必要と御回答をいただいた場合、個別に連絡等をさせていただきます。

※参考：災害廃棄物の処理に関する協定の締結について

<http://www.pref.osaka.lg.jp/shigenjunkan/saigai/kyotei.html>

○**収集運搬の支援の必要はありますか。**

必要

市で対応可能なため、若しくはブロック内の協定を利用するため不要

7 / 6 片付けごみの対応について（環境省近畿地方環境事務所 事務連絡）

被災家屋からの片付けごみの排出は、ボランティアの手によって行われている場合も多く、その回収には、市の収集運搬部門との連携が必要になってきます。ボランティアの方々は、大阪府下の他自治体や他府県から来ていただいているケースも多いため、被災市において片付けごみの臨時収集や災害ごみのごみ出しルールを知らない場合があります、改善が必要となっています。このため、大阪府の被災市においては、次の事項について、ご留意をお願いします。

- ボランティア向けの周知の必要性があることから、これまでのHP、新聞等による周知に加え、臨時収集を含む現在のごみ出しルールや問い合わせ先を記載したペーパーを作成し、配布することを検討してください。
- 社会福祉協議会へのニーズのうち、片付けごみに関するものについては、社会福祉協議会から随時情報を市に伝えていただけるよう要請してください。
- 市は、その情報に基づいた収集計画を立て、効率的な収集運搬を実施するよう検討をお願いします。
- まずは、各市と社会福祉協議会で緊密に連携して対応していただくが、その上で各市の収集運搬車両では収集することが困難となる事態が発生しうる場合には、大阪府を通じて収集運搬車両の現地派遣等の支援要請を行ってください。

7/12 被災市、大阪府、環境省で災害廃棄物処理等について（協議）

◎被災10市、大阪府、環境省（近畿地方環境事務所）が廃棄物処理の対応等について、調整・協議

1. 大阪府北部地震の被害状況等について

○市町の被害状況や対応状況について情報交換

2. ボランティアの片づけごみの対応について

○環境省より、7/6付けの事務連絡について説明

○ボランティアによる片づけごみの対応状況について情報交換

3. 瓦・ブロック等の処理について

○瓦・ブロック等の処理状況について情報交換を実施

○環境省より、被災市に対して、住民への広報を依頼（⇒ 7/17事務連絡）

○大阪府より、産廃処理施設の設置者に係る一廃処理施設設置の特例について、災害廃棄物の応急的な処理であれば、事後の届出を可とする用意がある旨説明

○環境省より被災市に対し、受入終了時期はできるだけそろえることが望ましいと助言

4. 収集・運搬に関する留意事項について

○環境省より被災市に対し、被災者が無許可の業者に災害廃棄物の収集運搬を委託している例がないか確認

7/17 修繕工事等の廃棄物の適正処理の広報について（事務連絡）

大阪府北部を震源とする地震により一部損壊等した住家等については、順次、修繕工事や解体工事が行われ、これに伴い撤去されて不要となった瓦、レンガ、コンクリートブロックなどの廃棄物が発生することが見込まれるところです。

つきましては、災害廃棄物の処理を所管される各市町におかれては、今後、被災者が修繕工事や解体工事に伴って生ずる産業廃棄物の処理を不適切に押し付けられることのないよう、当分の間、被災者に対してホームページなどで広報していただくようお願いいたします。また、広報文のサンプルを別紙のとおり作成いたしましたので、ホームページなどで広報されるにあたって、参考としてください。

[別紙]

- 地震により一部損壊した住家等の修繕工事や解体工事を業者に依頼され、工事に伴い撤去されて不要となった瓦、レンガ、コンクリートブロックなどは、廃棄物処理法の規定により施工業者（元請業者）が処理すべき産業廃棄物となるため、●●市で引き取ることができません。
- そのため、業者に工事を依頼される際には、工事に伴い生じる不要となった廃棄物の処理は業者が責任を持って処理すべきものであることを理解されているか、業者に対して事前に御確認いただくようお願いいたします。
- なお、地震により落ちて割れた瓦くずや倒壊したブロック塀を災害ごみとして処分されたい場合は、必ず事前に●●センターまで御連絡をお願いいたします。

8 / 3 修繕工事等の廃棄物の適正処理の広報について（補足送付）

平成30年7月17日に発出した「地震により一部損壊した住家等の修繕工事等に伴い生ずる廃棄物の適正な処理に関する広報について（事務連絡）」（別添）に関して、以下を補足いたします。先般の事務連絡とあわせ、周知・対応のほどよろしくお願い致します。

なお、先般、発出した事務連絡では、広報文のサンプルを「別紙」としてとりまとめております。

補足する箇所

平成30年7月17日に発出した「地震により一部損壊した住家等の修繕工事等に伴い生ずる廃棄物の適正な処理に関する広報について（事務連絡）」の（別紙・3項目）

補足する内容

○なお、地震により落ちて割れた瓦くず、屋根上で損壊した瓦を被災者・ボランティア等が下ろした瓦くず、及び倒壊したブロック塀を災害ごみとして処分されたい場合は、必ず事前に●●センターまで御連絡をお願いいたします。

内容の補足を追加し、当分の間、被災者に対してホームページなどで広報していただくようお願い致します。

3. 被災市における対応状況等

① 豊中市

※ 豊中市作成資料を一部修正

② 守口市

※ 守口市作成資料を一部修正

③ 高槻市

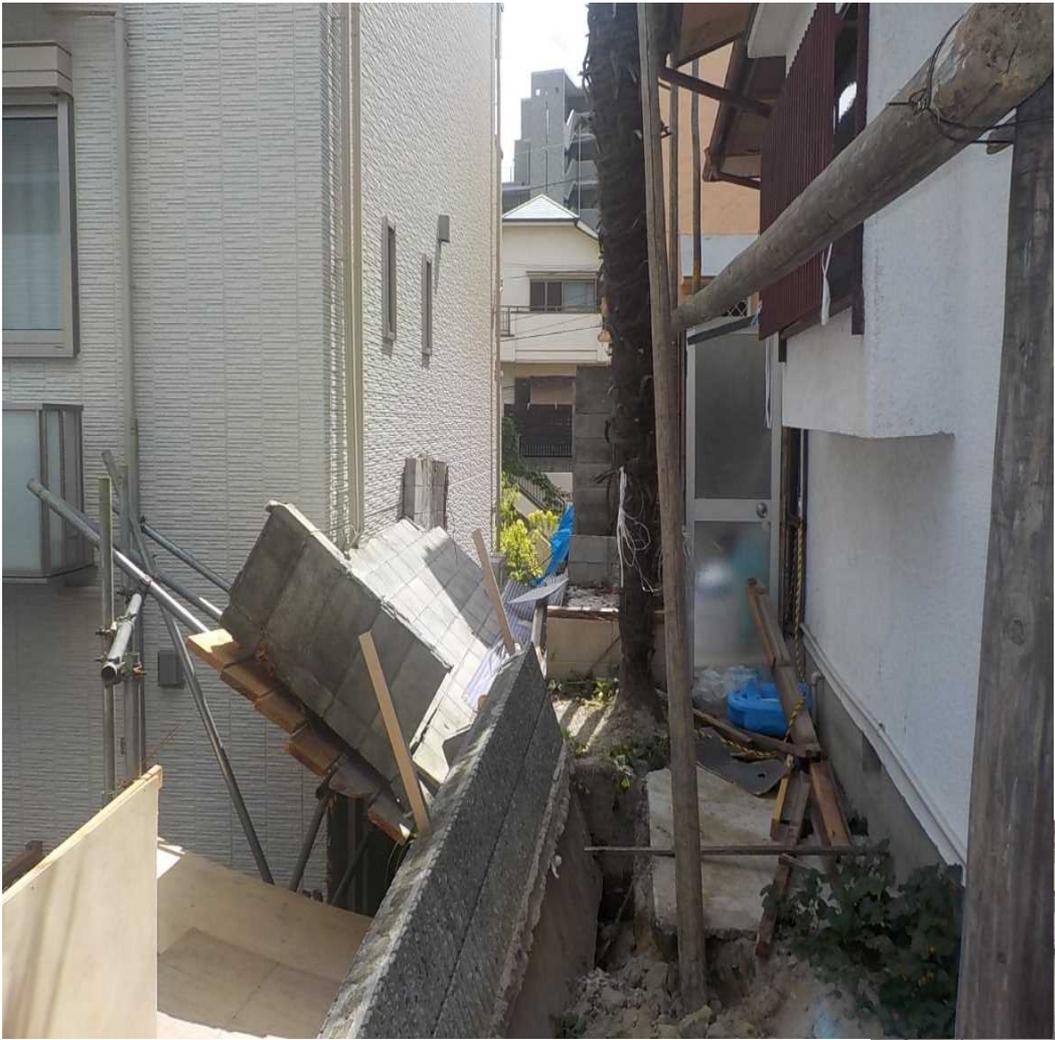
④ 茨木市

豊中市

災害等の概況

- 豊中市では、震度5強を観測
- 各地で住宅等の甚大な被害が発生







災害廃棄物の対応

●災害がれき

- 電話申込み
- 臨時収集
- 仮置場
- 実績（7月末）述べ119件、収集量約70t

●課題

- 市の案内不足

災害廃棄物の対応

●災害ごみ（片付けごみ）

- 電話申込み

- 臨時収集

- 実績（7月末）

述べ1,155件、収集量約115t

●課題

- 災害ボランティアへの対応

災害廃棄物の対応

- 全壊、大規模半壊、半壊
 - ・全壊の住宅等は、解体及びがれきの収集運搬処理を公費負担
 - ・大規模半壊、半壊は、解体が自費負担、がれきの収集運搬処理を公費負担

※申請受付は8月末日まで

守口市

被災現場状況





災害廃棄物処理の庁内への周知事項

災害廃棄物の処理について H30.6.18 災害対策本部会議

- 1 課税課による調査依頼（専用電話 06-6992-1474）
- 2 罹災証明書の発行：郵送
家財道具、タンスの倒壊、壁のはがれ等記載する
- 3 コールセンターへの予約（06-6997-7766）
災害廃棄物であることの申出 月～金 8:45～17:15
- 4 罹災証明書のコピーを引取り時に徴収する 手数料免除
- 5 排出者には、できる限りの分別を要請する
- 6 持込みを希望される人は予約した上で持ち込む
予約専用電話 06-6991-5004
罹災証明書のコピー持参者は手数料免除
- 7 家電4品目（テレビ、洗濯機・乾燥機、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫）は、
罹災証明書があっても有料
※ 品目別リサイクル料金及び市で運搬する場合は1点3500円

仮置場の指定等

1. 仮置場の位置及び名称等

- (1) 守口市寺方錦通4丁目9番12号
守口市クリーンセンター ストックヤード
- (2) 守口市東郷通1丁目17番地
道路公園管理資材倉庫

2. 対象とする廃棄物

災害に伴い発生したコンクリート片及びコンクリートブロック並びに屋根瓦などのがれき類

3. 仮置場に集積した廃棄物の処理について

「災害廃棄物の処理等に関する基本協定書」に従い、支援協定を締結した事業者に協力要請し、災害廃棄物の収集、運搬及び処分

4. 一般廃棄物の処理について

各家庭の生活ごみについては、従前通り各戸収集し、クリーンセンターで処理

仮置場の状況



クリーンセンター内ストックヤード仮置場



道路公園管理資材倉庫仮置場



災害ごみの無料受け入れの終了について

平成30年（2018年）6月18日に発生した大阪北部地震に伴う災害ごみの臨時収集（または持込み）については、以下のとおりです。

災害ごみの無料での受け入れは、

平成30年（2018年）8月20日（月）

をもって終了します。

※電話の事前予約は平成30年（2018年）8月16日（木）までです。
処理がお済みでない方はお急ぎください。

【注意事項】

災害ごみとして受け入れが可能な瓦は、地震によって破損・損壊したものに限りです。業者の葺き替えによる瓦は建築廃材となりますので、市では収集（または持込み）ができません。

8月20日時点での、災害廃棄物受入れ状況

罹災証明書発行件数 : 447件 (8月16日受付終了時点)

搬入台数 : 188台

搬入量 : 127.61トン

臨時ごみ予約件数【災害廃棄物のみ】

6月 : 20件

7月 : 107件

8月 : 46件

予約累計 173件

大阪北部地震で苦慮した事項

罹災証明書の発行部局との摺り合せや合意形成が難航した

罹災証明書を基に災害廃棄物として認定し、処理手数料の免除規定を適用



便乗ごみの増加

被災した瓦以外のついでによる葺替えに伴う廃棄物まで発生



回収時に災害ごみの考え方を説明して理解を求める

地震後の豪雨や台風12号に関連する廃棄物も併せて発生

高槻市





平成30年6月18日発生地震を起因とする災害ごみのクリーンセンターへの搬入について

平成30年8月24日午前11時40分更新

災害ごみの受入終了について

災害ごみの受入は、8月31日（金曜日）をもって終了します。

なお、ごみの臨時収集については清掃業務課、持込については高槻クリーンセンターにお問い合わせください。

災害ごみを高槻クリーンセンターに持ち込む場合

受入日時

平日 9時から16時まで

※土曜日・日曜日の受付はしていません

必要書類

「一般廃棄物運搬届出書」が必要です。

※「一般廃棄物運搬届出書」は、以下のリンク先のページからダウンロードしてください。

 [各種申請書](#)

注意事項

- **地震により一部損壊した住家等の修繕工事や解体工事を業者に依頼され、工事に伴い撤去されて不要となった瓦、レンガ、コンクリートブロックなどは、廃棄物処理法の規定により施工業者（元請業者）が処理すべき産業廃棄物となるため、高槻市で引き取ることができません。**
 - **ご本人以外の方が持ち込む場合は、**災害ごみに関しても、持込を予定される日の前日昼12時までにFAXやインターネットなどから「一般廃棄物運搬届出書」と「廃棄物処理依頼書」による高槻クリーンセンターへの事前申請が必要です。（前日が、土日祝日に当たる場合は、その直前の平日が締切です。）
- ※「廃棄物処理依頼書」は、以下の事前申請方法のリンク先ページからダウンロードしてください。
- ※廃棄物処理依頼書には、依頼者の押印が必要です。事前にご準備ください。
- **8月1日以降は、ご本人が災害ごみを持ち込む場合でも、**持ち込みを予定される日の前日昼12時までにFAXやインターネットなどから「一般廃棄物運搬届出書」による高槻クリーンセンターへの事前申請が必要です。（前日が土曜日・日曜日・祝日に当たる場合は直前の平日が締切です。）
 - **ごみの持ち込み時には、可燃ごみと不燃ごみに分けての持込が必要です。**

茨木市





6月18日に発生した地震に伴う家庭系ごみ処理について【災害時対応の一部を終了しました。】（8月1日更新）

概要

平成30年6月18日に発生した地震の被害により、各家庭から排出されるごみについては、基本的に普通ごみ、粗大ごみ（小型・大型）の分別区分及び平常時の収集日スケジュールに基づき、排出していただくようお願いいたします。

なお、通常収集ごみと合わせて地震被害による片付けごみも排出されるため、ごみ量が多くなり収集時間が遅れることがありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

普通ごみの収集

1. 陶器、ガラス類などの割れ物は普通ごみとして収集いたします。
2. 割れ物は、危険のないよう新聞紙などに包み、「割れ物」と貼紙をして出していただくようお願いいたします。
3. 3袋程度ずつ小分けにして出していただくよう協力をお願いいたします。

粗大ごみの収集

1. 破損した1m未満の「イス」「扇風機」「木材」などは、小型粗大ごみとして収集いたします。
2. 破損した1m以上の「扉」「たんす」「木材」などは、大型の粗大ごみとして収集いたします。
3. 3点程度ずつ小分けにして出していただくよう協力をお願いいたします。

臨時ごみの収集及び処分

破損した家財道具などが大量にあり、一度に処分されたい場合は、環境事業課と調整が必要ですので、必ず事前に環境事業課（電話072-634-0351・平日：午前8時45分～午後5時15分の間）まで連絡をお願いいたします。

がれきの持ち込み

1. 倒壊したブロック塀等がれきは、環境衛生センターに直接持ち込まれる場合は、必ず事前に環境衛生センター（電話072-634-1627・平日：午前8時45分～午後5時15分の間）まで連絡をお願いいたします。
 - **災害ごみの持ち込み受付・受入時間<平日 午後1時～午後5時>**
 - **土曜日、日曜日、祝日の受付・受入は行いません。**
2. 一般廃棄物処理手数料は条例の規定に基づき免除いたします。
3. 修繕業者に依頼される場合は、撤去・運搬費用等が必要になる場合があります。

必要書類



[災害廃棄物搬入申込書 \(PDF: 96.3KB\)](#)



[廃棄物処理依頼書 \(PDF: 51.1KB\)](#)



[一般廃棄物処理手数料減額・免除申請書 \(PDF: 82.6KB\)](#)

家電リサイクル法対象品目及びパソコンの収集及び処分

破損した家電4品目（テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・乾燥機、エアコン）及びパソコンは、地震に伴う国の措置に沿い、環境事業課で引き取っていましたが、**平成30年7月31日（火曜日）午後5時で災害対応の受付を終了しました。**

4. これまでの振り返り（大阪府）

➤ 課題と思われた点

- 職場（咲洲庁舎）に参集できた職員がわずかで、市町村等のごみ焼却施設の被害状況等に関する情報収集体制を速やかに立ち上げられなかった。
- 一般（災害）廃棄物担当者以外の職員に対する業務継続計画（BCP）や府災害廃棄物処理計画の共有や訓練が不十分であった。
- 情報収集において、BCPや処理計画で定めていた様式をほとんど使用しなかった。
 - ⇒ 適宜、必要な事項をメール本文に記載・調査
- 府も市町村も災害等廃棄物処理事業補助金等に対する知識が不足していた。
 - ⇒ 急遽、市町村説明会を実施（環境省と共催）

4. これまでの振り返り（大阪府）

➤ 対応できたと思われた点

- 発災後は、**処理計画に従って**、市町村等からの**情報収集や支援等**に係る調整を行った。
- 環境省近畿地方環境事務所と連携**し、被災市町との調整、協議や連絡を行った。
- 協定を締結している民間団体と連携**し、市町村が行う処理等に協力した。

➤ 今後検討が必要な事項

- 大阪府での**初動体制・対応方法**の再検討
- 対応方法（府BCPや処理計画）の周知、訓練の実施**
- 市町村→大阪府→環境省の**情報伝達方法（主に様式）の見直し**

以上です。ご清聴ありがとうございました。